

箕面市長期優良住宅の認定等事務実施要綱を次のように定める。

平成二十一年六月二十二日

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市長期優良住宅の認定等事務実施要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「規則」という。）、箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例（平成二十一年箕面市条例第二十一号。以下「条例」という。）、及び箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年箕面市規則第五十九号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）の規定に基づき、市長が行う長期優良住宅建築等計画の認定等事務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(細則第二条第三号ただし書の取扱い)

第二条 細則第二条第三号ただし書の規定により市長が都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「都計法」という。）に基づく事業の実施に支障がないと認められたものとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 都計法第十二条第一項第一号に規定する土地区画整理事業に定める区域であつて、かつ、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）

第七十六条の規定により認定する住宅について許可を受けたもので、

許可証の写しを添付したもの

二 認定する住宅が、都計法第五十三条第一項第三号に規定する都市計画事業の施行として建築されるもので、都市計画事業の認可を証する書面の写しを添付したもの

三 前二号に掲げるもののほか、認定する住宅の建築及び維持保全について、都市計画事業の実施について支障がない旨を都市計画事業の実施者及び都市計画事業の認可権者が文書で表明したもの

(手数料の徴収制限の基準)

第三条 条例第四条第一項の規定により手数料の全部又は一部を徴収しないものとする場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 本市が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項の規定により激甚災害を受けた区域として指定された場合で、次のイからハまでのいずれかに該当する場合

イ 当該災害により罹災した住宅を建て替える場合(現に居住している被災住宅について、市長が発行した罹災証明書の写しを添付したものに限り。)

ロ 当該災害により市内の他の場所に移転して住宅を再建する場合(当初居住していた住宅について、市長が発行した罹災証明書の写しを添付したものに限り。)

ハ 居住している住宅が国、大阪府又は本市が実施する災害の復興に関する事業の実施により移転を余儀なくされることにより、市内の他の場所に移転して住宅を再建する場合

二 前号に掲げるもののほか、大規模な災害の発生により市長が特に必

要と認める場合

(手数料の還付の基準)

第四条 条例第五条ただし書の規定により手数料の全部又は一部を還付する場合は、次の各号のいずれかに該当するものとし、当該各号に定める額を還付するものとする。

一 法第五条の規定による認定又は法第八条の規定による変更の認定の申請について、申請者から法第六条第二項の規定による審査の申出を受けた場合で、市長が同条第三項に基づく通知を行う前に申請者が当該認定申請を取り下げた場合又は長期優良住宅建築等計画が条例第六条の規定により認定できない場合 条例第三条第二項及び第四項に定める手数料の額のうち当該申請内容に該当する額の範囲内で、未実施の事務に係る額

二 法第五条の規定による認定又は法第八条の規定による変更の認定の申請について、申請者から法第六条第二項の規定による審査の申出を受けた場合で、市長が細則第五条の規定に基づく構造計算適合性判定に準じた審査を行う前に申請者が当該認定申請を取り下げた場合又は長期優良住宅建築等計画が条例第六条の規定により認定できない場合 条例第三条第三項に定める手数料の額のうち当該申請内容に該当する額の範囲内で、未実施の事務に係る額

三 前二号のいずれにも該当する場合 条例第三条第二項から第四項までに定める手数料の額のうち、当該申請内容に該当する額の合計の範囲内の額

(報告の聴取の基準)

第五条 市長は、法第十二条の規定により、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる資料を添えて報告することを求めるものとする。

一 認定長期優良住宅の建築工事が完了した場合 長期構造基準等を適切に施工したことを示す資料及び写真

二 認定長期優良住宅の維持保全計画に基づき点検、補修等を実施した場合 維持保全計画に基づき適切に点検、補修等を実施したことを示す資料及び写真

三 長期優良住宅建築等計画について、規則第七条の規定する軽微な変更を行う場合 変更の内容を示す図書及び長期優良住宅計画等認定基準に抵触しないことを示す資料

四 前三号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が特に必要と認める図書

2 市長は、必要に応じ、前項各号に掲げる資料以外の資料を求めることができる。

(建築計画又は維持保全計画に支障がある事項)

第六条 市長は、長期優良住宅建築等計画が次の各号のいずれかに該当する場合、建築計画又は維持保全計画に支障があるものとして、当該長期優良住宅建築等計画を認定しないものとする。

一 都計法第二十九条第一項の規定による開発許可を受けた土地であつて、同法第三十六条第三項の規定による工事の完了の公告がされていないものを建築敷地として認定申請があつた場合。ただし、認定の対象建築物が同法第三十七条第一号に規定する建築の承認を受けた建築物である場合を除く。

二 箕面市まちづくり推進条例(平成九年箕面市条例第二十二号)第二十条第一項又は同条例第二十条の二の規定に基づく協議が完了していない場合

三 建築基準の関係法令の規定に適合していないことが明らかな場合

(偽造防止用紙の使用)

第七条 次に掲げる通知及び命令に使用する用紙は、所定の偽造防止用紙とする。

- 一 規則第六条に定める認定の通知
- 二 規則第九条に定める変更の認定の通知
- 三 規則第十三条に定める地位の承継の承認の通知
- 四 規則第六条第四項に定める長期優良住宅建築等計画認定の審査期間を延長する旨の通知書
- 五 規則第九条第一項に定める長期優良住宅建築等計画を認定できない旨の通知書
- 六 規則第十二条第一項に定める長期優良住宅建築等計画の報告を求め
る旨の通知書
- 七 規則第十三条第一項に定める長期優良住宅建築等計画の改善命令書
- 八 規則第十四条第一項に定める長期優良住宅建築等計画の認定の取消
通知書

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。